

平成19年12月 4 日

会 議 録 審査内容

◇会 議 録

- 1 日 時 平成19年12月 4 日
 開会 11時04分 閉会 11時24分
- 2 場 所 幕別町役場 5 階会議
- 3 出 席 者 6 名
 委員長 前川敏春
 副委員長 芳滝 仁
 委 員 中橋友子 斉藤喜志雄 前川雅志 千葉幹雄
 議 長 古川 稔
- 4 欠 席 者 なし
- 5 傍 聴 者 谷口和弥 野原恵子 増田武夫 永井繁樹
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
 局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 国安弘昭
- 8 説明員 町長 岡田和夫 副町長 高橋平明 副町長 遠藤清一
 総務部長 増子一馬 経済部長 藤内和三
 幕別農業委員会事務局長 飛田 栄 忠類農業委員会事務局長 稲田和博
- 9 審査事件 議案第60号 幕別町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例
- 10 審査結果 別 紙
- 11 審査内容 別 紙

委員長 前川 敏春

◇審査内容

(11:04 開会)

○委員長（前川敏春） ただいまより、総務文教常任委員会を開会いたします。

まず最初に付託された議案の審査についてであります。

議案第60号、幕別町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例について審査をしたいと思います。

先ず最初に、説明員に説明を求めたいと思います。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） それでは、議案第60号、幕別町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

本条例につきましては、平成18年2月6日の町村合併後、農業委員会等に関する法律、第34条第2項の規定により設置されております、幕別と忠類の2農業委員会が両農業委員会委員で構成いたします、統合に向けた調整協議会において基本的事項について合意に達し、平成20年7月に予定されます、農業委員選挙の告示日をもって統合されることとなりましたことから、幕別町農業委員会条例を廃止し、新たに、幕別町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を制定するものであります。

以下条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

本条例の題名を幕別町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例とするものであります。

第1条につきましては、条例の趣旨を定めるものであります。

第2条につきましては、選挙による委員の定数を定めるものであり、委員お定数を17人と規定するものであります。

第3条につきましては、選挙による委員の選挙区とその区域及び各選挙区に委員の定数を定めるものであります。選挙区の区域と定数につきましては、幕別選挙区は忠類選挙区以外の区域とし、定数を12人とするものであり、忠類選挙区は廃止前の幕別町忠類農業委員会の区域とし、定数を5人と規定するものであります。

なお、附則にありますように施行期日といたしまして、この条例は次の幕別町農業委員会の選挙による委員の一般選挙の期日の告示の日から施行するものであり、経過措置としまして、この条例の施行の日から平成20年7月19日までの間、廃止前の幕別町農業委員会条例の規定により設置されていた、幕別町幕別農業委員会の委員を幕別町農業委員会の委員とみなすとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） ただ今、説明をいただきました。質疑に入りたいと思います。何かお聞きしたいことございませんか。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 反対するものは何もございません。合併の法定協議会の中で検討されてきたということですから、それは尊重したいと思いますけど、この定数の按分なんですけども、12名と5名ということなんですけども、この根拠はどういう根拠に基づいて決められてのでしょうか。参考までにお聞かせください。

○委員長（前川敏春） 農業委員会事務局長。

○幕別農業委員会事務局長（飛田 栄） 定数の境目でございますけども、現行の幕別の農業委員の定数、委員数を勘案して、忠類地区の農家戸数、それと農業者数等の比率的な部分を参考として、幕別について13名から12名に1名減としております。これにつきましては、前回の選挙区での定数において、1名減となっている状況もあります。それに応じて、忠類地区の農業者数、農家戸数等の比率を按分し、比率的に勘案を

させて忠類地区の5名というようなことで定めさせていただいたところです。以上です。

○委員長（前川敏春） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 農家戸数を按分すると、この位の数字、12対5位のおよそになるということのおさえてよろしいのでしょうか。

○委員長（前川敏春） 事務局長。

○幕別農業委員会事務局長（飛田 栄） まず1点目なんですけども、幕別の委員定数で、先ず耕地面積で割り返しますと、1名あたり約2,800ヘクタールあたりの担当面積になると。それから、忠類地区の委員定数で忠類地区の耕地面積を委員数で割り返すと約2,000ヘクタール位が担当面積になるということが先ず1点、前置きをさせていただき、それから農家戸数、それから農業者数で割り返しますと、選挙区ごとにおける1票の格差といたしまし、2.44倍の格差になる状況にはあります。以上です。

○委員長（前川敏春） よろしいですか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 合併に伴う定数の提案ということですので、お尋ねしたいと思うのですが、第2条の定数17、この定数というのは、法定数といいますか、法に基づいた定数というのが定められていると思うのですが、それと比較してどういうことになるのかということが1点。

それから、千葉委員と関連してくるのですが、面積的にはわかりましたけども、それぞれの農家戸数、農家の人数ですね、その約2倍となるのですか。

○委員長（前川敏春） 農業委員会事務局長。

○幕別農業委員会事務局長（飛田 栄） 先ず1点目の法によります委員の定数でございますけども、幕別町の規模、耕地面積、それから農家戸数での規定では20名でございます。それが、本町では今17名で提案をさせていただいているという状況です。

それから、農業者数、これは選挙人名簿の比較でございますけど、幕別で平均いたしますと、1人あたり150人、忠類地域におきましては、1人あたり61人、それから農家戸数でございますと、幕別で46戸、忠類地区で20戸、これはあくまでも選挙委員定数で農業者数さらには農家戸数を割り返した数値でございます。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 幕別は1人150人46戸ということになるんですね。忠類は61人の20戸ということになるということで、それとですね、総体的には私どもの考え方としては、住民を代表する付託機関としては法定数をキープするといいますか、そういう考えを崩さないと思ってきているのですが、今回は合併に伴うということで、特例であろうというふうに思うわけですね。

そのかわりに、その新しい定数によって、今まで以上に委員に無理がかかるとか支障がきたすというようなことがあれば問題だなというふうに思ったのですが、幕別はほぼ現状どおりで、忠類は幕別から比べるとかなりのゆとりがあるといいますか、そういう状況でありますから、原案というのはある意味では妥当な提案なのかなと思います。

それでですね、もう1点だけ、この選挙後の問題なんですけど、これは特例で幕別選挙区、忠類選挙区ということで提案されていると思うんですけども、これは来年の7月が改選ということですが、その後については選挙区は、選挙区なしで2回目は行うのでしょうか。

○委員長（前川敏春） 農業委員会事務局長。

○幕別農業委員会事務局長（飛田 栄） 先ず1点目の選挙区を設けた原因ともうしますか、それにつきましては、幕別と忠類地区におきましては、営農形態がかなり違う。幕別地区につきましては、畑作、酪農、野菜だとかの営農形態で、忠類地区におきましては、どちらかという、酪農の現況になっている。そうい

ったことを踏まえますと、農地状況などに違いがありまして、それぞれ地域特性を的確に判断する中においてはやっぱり選挙区を設けて、地域に詳しい委員さんがそういった地区を担当したほうがいいということで、選挙区を設けさせていただいたと考えているところであります。

それから、選挙区をどのぐらい設けるのかというご質問でございますけども、選挙区を設置する期間につきましては、新しく設置されます農業委員会の中で、今後の農家戸数だとか農業者の動向、さらには農業者の意向等を総合的に判断させていただいて、その時期を見極めながら検討していくことが1番適正でないかというようなことで、いまのところ当面の間、選挙区を設けるというようなことで、考えているところであります。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そうしますと確認なんですけど、このように選挙区を設けられることは、町議会議員の場合は、特例措置としてやられてきたんですが、この農業委員会に係ってはそうではなくて、今後、委員の判断によりまして、この選挙区がずっと将来とも必要だというふうになれば、そのまま将来ともこの形態を維持できるということになるんでしょうか。

○委員長（前川敏春） 副町長。

○副町長（高橋平明） 議会議員の選挙区を設けたことは、これは合併特例法によって1回限りというふうに定められておりますので、1回限りでありますけども、農業委員会の選挙区の設置につきましては、特段、法的に定めがございませんので、それぞれの市区町村の中でできるということになっております。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そういうことであれば、それぞれの畜産中心の忠類と、畑作中心の幕別ということで、農業委員会がそれぞれ部会を設けるということで、専門部が努めるということで聞いているんですけども、ちょっと立ち入ったことになるんですけど、これは委員会の中では忠類の中で部会を設けるということではないんですね。全体の中でということで、その中で一定の人数が必要になってくるんだと思うんです。区域をずっと維持して行くことになれば、ですから、

文面上ではそうではなくても、全体の中で網羅できるような形、補えるような形は作られて行くんでしょうか。

○委員長（前川敏春） 農業委員会事務局長。

○幕別農業委員会事務局長（飛田 栄） 幕別農業委員会での農地部会、農政部会、畜産部会の3部会、これは法的に定められた部会ではございません。農業委員会が独自に任意的に設けている部会でございます。

また、この部会に関しましては、それぞれ関与していただいております。もちろん幕別と忠類、統合をされた場合におきましては、その3部会の中で協議を、忠類地区の方でも畑作をやられている方もおられる、畜産の方もおられる、そういった方もおられます。そういったことを踏まえながらバランスよくそれぞれの部会に関与していただくことになる。これはあくまでも、農業委員会の委員の皆さんがたの中での決めで、私どもが申し上げるものではないということになるのではないかと考えているところです。

○委員長（前川敏春） 他になにかございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） それでは、なければ、討論を省略いたしまして、直ちに採決に入らせていただきたいと思います。よろしいですか。

（はいの声あり）

○委員長（前川敏春） それでは、議案第60号、幕別町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例について、賛成の方のご起立をお願いします。

(全員起立)

○委員長（前川敏春） それでは、議案第60号、幕別町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例につきましては採択と決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

(11:21 暫時休憩)

(11:22 再開)

○委員長（前川敏春） 休憩をといて会議に入ります。

それでは、次に2番目の閉会中の所管事務調査項目の決定についてを議題といたします。

プリントで、所管事務の項目が載っています。

それでは所管事務調査の項目ですが、クの学校教育に関する事項についてを所管事務調査項目としたいと思います。よろしいですか。

(はいの声あり)

○委員長（前川敏春） 次にその他ですが何かございますか。

(なしの声あり)

○委員長（前川敏春） それでは、以上を持ちまして総務文教常任委員会を閉会したいと思います。

(11:24 閉会)